

議案第 26 号

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料
並びに手数料条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並び
に手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料の見直しに伴う改正

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例（平成20年飛驒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2その他の表教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料（飛驒市こどものこころクリニック）の項単位及び金額の欄を次のように改める。

コンサルテーション面談 1回につき 7,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

資料

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																
本則・附則 略 別表 (第2条関係) 1 文書料 略 2 その他	本則・附則 略 別表 (第2条関係) 1 文書料 略 2 その他																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位及び金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略</td><td></td></tr> <tr> <td>教育、福祉等患者関係者 コンサルテーション料 (飛騨市こどものこころ クリニック)</td><td><u>コンサルテーション面談 1回30分に つき8,000円</u></td></tr> <tr> <td>選定療養費予約料(飛騨市こどものこころクリニック)の項・ペアレ ントトレーニング料(飛騨市こどものこころクリニック)の項 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	単位及び金額	差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略		教育、福祉等患者関係者 コンサルテーション料 (飛騨市こどものこころ クリニック)	<u>コンサルテーション面談 1回30分に つき8,000円</u>	選定療養費予約料(飛騨市こどものこころクリニック)の項・ペアレ ントトレーニング料(飛騨市こどものこころクリニック)の項 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位及び金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略</td><td></td></tr> <tr> <td>教育、福祉等患者関係者 コンサルテーション料 (飛騨市こどものこころ クリニック)</td><td><u>コンサルテーション面談 1回につき 7,000円</u></td></tr> <tr> <td>選定療養費予約料(飛騨市こどものこころクリニック)の項・ペアレ ントトレーニング料(飛騨市こどものこころクリニック)の項 略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	単位及び金額	差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略		教育、福祉等患者関係者 コンサルテーション料 (飛騨市こどものこころ クリニック)	<u>コンサルテーション面談 1回につき 7,000円</u>	選定療養費予約料(飛騨市こどものこころクリニック)の項・ペアレ ントトレーニング料(飛騨市こどものこころクリニック)の項 略	
区分	単位及び金額																
差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略																	
教育、福祉等患者関係者 コンサルテーション料 (飛騨市こどものこころ クリニック)	<u>コンサルテーション面談 1回30分に つき8,000円</u>																
選定療養費予約料(飛騨市こどものこころクリニック)の項・ペアレ ントトレーニング料(飛騨市こどものこころクリニック)の項 略																	
区分	単位及び金額																
差額室料 (飛騨市民病院) の項～医師面談料の項 略																	
教育、福祉等患者関係者 コンサルテーション料 (飛騨市こどものこころ クリニック)	<u>コンサルテーション面談 1回につき 7,000円</u>																
選定療養費予約料(飛騨市こどものこころクリニック)の項・ペアレ ントトレーニング料(飛騨市こどものこころクリニック)の項 略																	

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料の見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>飛騨市こどものこころクリニックでは、学校関係者が児童生徒に関する助言や指導を医師に求める際に「教育・福祉等患者関係者コンサルテーション料」（1回30分8,000円、飛騨市内の学校は無料）を設定している。</p> <p>一方、市外の一部の学校では、岐阜県が実施する「スペシャリストサポート事業」（県内公立学校を対象とした専門家との相談・面談等の費用助成制度、1回7,000円）を活用するケースが増えているが、県と市の目的が同じであることから県の負担額と同額とするため改めるもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>変更前 1回30分につき8,000円</p> <p>変更後 1回につき7,000円</p> <p style="text-align: right;">(第2条第1項第5号関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和7年4月1日
備考	市内の学校：影響なし 市外の学校：有利となる改正